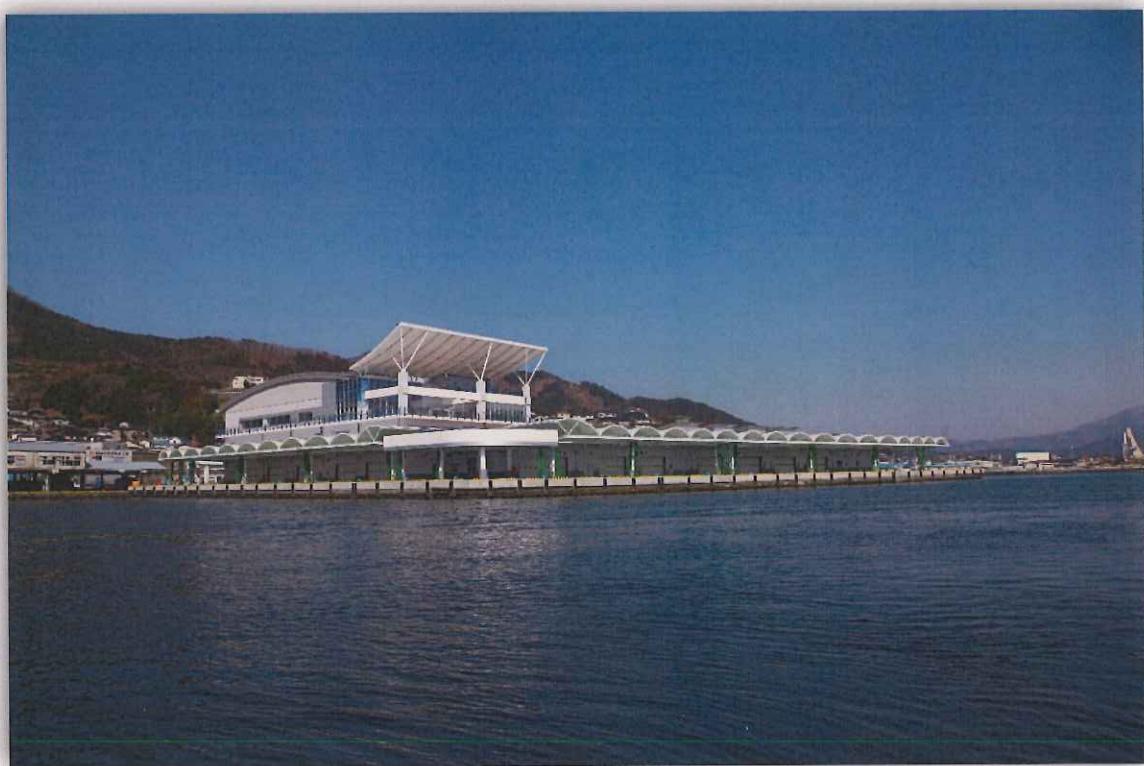


# 地方卸売市場大船渡市魚市場 経営戦略



地方卸売市場大船渡市魚市場

令和 3 年 6 月  
大船渡市

## 目 次

1 経営戦略策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 事業の概要	
(1) 市場の概要（令和3年4月1日現在）	1
(2) 施設の概要	2
(3) 事業の形態	2
(4) 使用料及び利用料金の形態	3
(5) 衛生品質管理と業務効率化の取組	3
(6) 水揚実績の推移	4
(7) 経営分析	5
4 将来の事業環境	
(1) 水揚量及び水揚金額の見通し	7
(2) 使用料収入の見通し	7
(3) 施設の見通し	8
(4) 組織の見通し	8
5 経営の基本方針	
(1) 水揚増強に係る取組	8
(2) 衛生管理・鮮度管理の推進	9
(3) 活性化施設を活用したにぎわいの創出	9
6 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	9
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	9
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	10
7 公営企業として実施する必要性	
(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性	11
(2) 公営企業として実施する必要性	11
8 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	11
別表　投資・財政計画（収支計画）	12

## 1 経営戦略策定の趣旨

地方卸売市場大船渡市魚市場（以下「市魚市場」という。）は、昭和39年に大船渡市が開設し、第3セクターである大船渡魚市場株式会社が卸売業務及び施設の管理運営を行っている公設民営の産地魚市場です。

市魚市場施設の老朽化に伴い、高度な衛生管理と鮮度管理に対応した新施設の整備を進め、平成26年4月に埋立ふ頭部に活性化施設を含む閉鎖型荷さばき施設等を、平成28年2月にサンマとイサダ等の水揚専用となる南側岸壁上屋を供用開始しました。

市場事業は、地方財政法第6条に規定される公営企業であることから、大船渡市魚市場事業特別会計（以下「特別会計」という。）を設けて事業運営を行っています。

特別会計は、市魚市場への水揚金額を基に算出される魚市場施設使用料（以下「使用料」という。）や一般会計からの繰入金を主な財源として、施設の維持管理や水揚増強対策などの事業を行っていますが、使用料が水揚金額により変動するため不安定であること、また、平成24年度から施設整備に伴う地方債の償還が始まっていることから、厳しい経営が続いている。

こうした中、国は全ての公営企業に対し、中長期的な視点に立った経営健全化の取組として経営戦略の策定を要請しています。

市魚市場は、当市の基幹産業である水産業の流通を支える重要な役割を果たしており、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要があることから、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものです。

## 2 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

## 3 事業の概要

### （1）市場の概要（令和3年4月1日現在）

名 称	地方卸売市場大船渡市魚市場
開 設 者	大船渡市
所 在 地	大船渡市大船渡町字永沢209番地
卸売業者	大船渡魚市場株式会社
漁船問屋	14名
買 受 人	79名

(2) 施設の概要

敷地面積	38,120.75m <sup>2</sup>
岸壁延長	616.00m
延床面積	19,258.04m <sup>2</sup> 本棟 16,425.66m <sup>2</sup> スクリーン棟 58.37m <sup>2</sup> 南側岸壁上屋 2,402.22m <sup>2</sup> 共用施設 89.43m <sup>2</sup> 製氷施設 282.36m <sup>2</sup>
構 造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本棟：プレキャストプレストレスコンクリート造一部鉄骨 造4階建て</li> <li>・スクリーン棟：鉄筋コンクリート造</li> <li>・南側岸壁上屋：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造</li> <li>・共用施設：木造平屋建て</li> <li>・製氷施設：鉄筋コンクリート造2階建て</li> </ul>
主要施設	卸売場、フォークリフト置場、一時保管冷蔵庫、関連業者事務室、展示室、多目的ホール、飲食施設、見学デッキ、交流デッキ、駐車場、漁船員向け福利厚生施設、製氷施設等
主要設備	海水浄化設備、船舶給水施設、充電設備（電動フォークリフト用）、自然換気システム等

(3) 事業の形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
職員数	—
事業開始年月日	昭和39年9月21日
市場種別区分	地方卸売市場
前回の移転又は再整備年度	平成26年度
次回整備予定年月日	—
広域化実施状況	実施なし
民間活用の状況	民間委託 卸売業者として大船渡魚市場株式会社に市場施設の使用を許可しています。
	指定管理者制度 活性化施設等※の指定管理者として大船渡魚市場株式会社を指定しています。

※活性化施設等

- ①活性化施設：多目的ホール、飲食施設、展示室、見学デッキ、交流デッキ等
- ②共用施設：漁船員向け福利厚生施設（洗濯設備、シャワー設備、休憩室）
- ③その他施設等：関連業者事務室、充電設備、駐車場等

#### (4) 使用料及び利用料金の形態

市魚市場の使用料及び利用料金は、地方卸売市場大船渡市魚市場条例(以下「条例」という。)に基づき、下記のとおり設定しています。

##### ア 魚市場施設の使用料

卸売業者である大船渡魚市場株式会社が、市に対して納める使用料になります。

区分	使用料
一般生鮮魚介及びその加工品	水揚金額(消費税額を含む。以下同じ。)の1,000分の3.5相当額
船内冷凍物及び北洋底曳魚類等*	水揚金額の1,000分の2相当額

\*船内冷凍物及び北洋底曳魚類等：北洋底曳網、タラ延縄、カツオマグロ一本釣り、マグロ延縄、船内冷凍品、陸送品等

##### イ 活性化施設等の利用料金

指定管理者である大船渡魚市場株式会社が、利用者から收受しています。

区分	利用料金
多目的ホール	1時間当たり800円
飲食施設	月額30,000円
関連業者事務室	1平方メートル当たり月額690円
充電設備	月額2,000円

#### (5) 衛生品質管理と業務効率化の取組

##### ア 衛生品質管理の取組

市魚市場は、屋根付岸壁や閉鎖型荷さばき場、清浄海水導入施設等を整備し、鮮度保持に効果の高いスラリーアイスを用いた製氷施設を併設して、高度な衛生品質管理を実施しています。

また、卸売業者を中心に、生産者や買受人、行政機関などにより「大船渡市魚市場衛生品質管理推進協議会」を組織し、関係者が一体となって衛生品質管理の高度化を取り組んでいます。

これらの取組により下記の認定を受けています。

##### (ア) 優良衛生品質管理市場・漁港の認定

一般社団法人大日本水産会が優良衛生品質管理市場・漁港認定基準に基づき、衛生管理に優れた産地市場を認定する制度です。

市魚市場は、平成28年4月12日に優良衛生品質管理市場・漁港認定を取得しています。

##### (イ) 岩手県高度衛生品質管理地域の認定

岩手県では、新鮮で安全な水産物を消費者に提供するため、産地魚市場を核とした水産物高度衛生品質管理地域づくりに取り組んでいます。

これを受けて当市では、平成27年3月に「高度衛生品質管理地域計画」を策定し、市魚市場を核とした生産・流通・加工の各分野における衛生管理への取組を推進しています。

この取組により当市は、平成31年3月18日付で岩手県高度衛生品質管理地域に認定されています。

#### イ ICTを活用した業務効率化の取組

市魚市場では、生産及び流通の効率化や衛生管理・鮮度管理の充実強化を図るため、水産物流通情報管理高度化システム（以下「情報管理システム」という。）を導入し、タブレットを活用した入札や計量などを実施しています。

入船や入荷情報、入札結果は、リアルタイムで場内設置モニターやインターネットで発信しています。

#### (6) 水揚実績の推移

市魚市場における過去3か年の水揚実績は下記のとおりです。

区分	年度	水産物						
		サンマ	イワシ	サバ	ブリ	イサダ	その他	合計
年間 水揚量 (t)	H30	17,381	5,098	5,876	2,207	5,901	6,930	43,393
	R1	6,445	12,105	7,701	3,587	2,312	3,785	35,935
	R2	6,239	14,974	5,602	2,437	1,561	3,405	34,218
年間税込 水揚金額 (百万円)	H30	3,132	259	613	403	541	1,554	6,502
	R1	2,028	776	702	639	131	1,121	5,397
	R2	2,819	678	600	377	353	1,264	6,091

※表中には、令和2年度水揚金額上位5魚種を記載しています。

(7) 経営分析

特別会計の過去3か年の収支実績、経営指標及び経営分析は下記のとおりです。

ア 収支実績

(ア) 収入

(単位：千円)

区分	内容	年度		
		H30	R 1	R 2 (見込み)
総収益	営業収益	魚市場施設使用料	22,273	18,502 21,015
	営業外収益	魚市場基金利子	3	3 14
		一般会計繰入金 (元金償還金充当分以外)	64,887	68,987 79,152
小計		87,163	87,492	100,181
他会計繰入金	一般会計繰入金 (元金償還金充当分)	61,471	127,623	139,734
合計		148,634	215,115	239,915

(イ) 支出

(単位：千円)

区分	内容	年度		
		H30	R 1	R 2 (見込み)
総費用	営業費用	維持管理費、水場増強 対策費等	43,014	44,657 58,684
	営業外費用	利子償還金等	44,146	42,832 41,483
小計		87,160	87,489	100,167
地方債償還金	元金償還金	61,471	127,623	139,734
その他	魚市場基金利子積立金	3	3	14
合計		148,634	215,115	239,915

※参考

(単位：千円)

地方債残高(期末残高)	3,144,399	3,016,776	2,877,042
-------------	-----------	-----------	-----------

イ 経営指標		(単位 : %)		
区分	年度	H30	R 1	R 2 (見込み)
収益的収支比率		58.6	40.7	41.8
経費回収率		15.0	8.6	8.8
他会計補助金比率		85.0	91.4	91.2
企業債残高対料金収入比率		14,117.5	16,305.1	13,690.4

#### 《用語解説》

##### ・収益的収支比率

使用料や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上になっていることが望ましいとされています。

##### ・経費回収率

使用料で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標です。経費回収率が100%に近いほど経費を使用料で賄えていることを示し、100%を下回っている場合は、使用料以外の収入で賄われていることを意味します。

##### ・他会計補助金比率

経費回収率が100%を下回っている場合に、一般会計繰入金等の他会計補助金を繰入れした比率を表す指標です。この比率が低いほど使用料等の収入で賄えていることになります。

##### ・企業債残高対料金収入比率

使用料収入に対する地方債残高の割合を示す指標です。この比率が低いほど使用料等で賄えていることになります。

#### ウ 経営分析

「収益的収支比率」、「経費回収率」及び「他会計補助金比率」は、支出における地方債償還金の割合が高いため、望ましい数値を下回る結果となっています。

「企業債残高対料金収入比率」は、使用料収入に対して地方債残高が多額なために高い数値となっています。

このように市場事業は、施設建設等による地方債の償還が続いているため、使用料収入で総支出を賄うことができず、一般会計繰入金に依存した経営状況になっています。

地方債は、現時点において新たな起債を見込んでいないことから、償還の継続により令和23年度には全額償還する予定となっています。

今後も使用料の大幅な増収は見込めないため、一般会計繰入金に依存した経営が

続くことから、経費の節減に努めるとともに、漁船誘致など水揚増強の取組を充実強化することにより水揚金額を確保し、経営の安定化を図る必要があります。

#### 4 将来の事業環境

##### (1) 水揚量及び水揚金額の見通し

近年の海洋環境の変化や資源量の減少等を受けて、サンマやサケ、スルメイカ、イサダといった主要魚種は水揚量が減少傾向となっています。一方でサバやマイワシ、ブリなどは水揚量が増加傾向になっています。

このような状況を踏まえ、積極的な漁船誘致等の実施により、大船渡市水産業振興計画の令和7年度目標値である水揚量5万t、水揚金額70億円の達成を目指します。



##### (2) 使用料収入の見通し

条例で定める使用料を徴収します。上記水揚金額の推計により、令和7年度には23,975千円を見込んでいます。



### (3) 施設の見通し

建物については、法定耐用年数内となっていますが、海水浄化設備や製氷設備などの各種設備は、施設の特性上、腐食や経年劣化が見受けられます。

設備投資の抑制を図るため、設備の適正な管理や早期の修繕を行い、可能な限り使用年数の延長を図ります。

### (4) 組織の見通し

市魚市場の事業運営は、水産課漁政係3名が兼務で行っています。異動に伴い職員が交代しても業務に支障が生じることのないよう、適切な事務引継ぎや情報の共有を図ります。

## 5 経営の基本方針

市魚市場は、岩手県沿岸南部の拠点的な産地魚市場として重要な役割を果たしていますが、海洋環境の変化や資源の減少などを受けて、取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

市魚市場の安定経営のためには、水揚数量及び水揚金額を増やすことが重要であることから、水揚増強と衛生管理・鮮度管理の徹底による水産物の付加価値向上に係る取組を強化する必要があります。

また、市魚市場は、魚市場を中心とした交流の場・にぎわい拠点として整備したものでもあることから、以下の取組を推進していきます。

### (1) 水揚増強に係る取組

#### ア 水揚量の安定確保に向けた積極的な漁船誘致の展開

卸売業者や漁船問屋など関係者と連携し、市内外の水揚漁船の積極的な誘致を開します。

#### イ 回来漁船の受入体制の充実

休憩施設等を活用し、漁船員の受入体制の充実強化を図ります。

また、水揚時間の短縮と係留場所の確保のため、係船岸壁の整備について岩手県へ要望していきます。

#### ウ 資源管理と新規養殖の推進

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を柱とする「水産政策の改革」の具現化に向け、改正漁業法が令和2年12月1日に施行されました。

国では、改正漁業法による資源管理により、令和2年度における漁獲量を現在より100万トン以上多い444万トンまで回復させる目標としています。

このことから、国及び県が定めた資源管理を遵守するとともに、資源量と漁獲適量の把握と資源確保施策の充実を国等に引き続き要望していきます。

また、天然資源の維持増大のため、サケやヒラメなどの増殖事業への支援を継続するとともに、養殖による水揚量の確保を目指し、令和2年度に立ち上げた新規養殖研究会を中心に新たな養殖種の導入に取り組みます。

## (2) 衛生管理・鮮度管理の推進

ア 衛生管理と鮮度管理の徹底による水産物の安全性の向上

新鮮で安全な水産物を供給するため、市場関係者の意識啓発や衛生管理に関する取組、施設の適切な維持管理を推進します。

イ 優良衛生品質管理市場・漁港認定と岩手県高度衛生品質管理地域認定の継続

認定により、産地水産物の付加価値の向上やブランド化、販路拡大など様々な効果が期待されることから、引き続き認定の継続に努めています。

ウ I C Tによる卸売業務の効率化や情報化等の推進

今後も、I C T技術を活用した情報管理システムの運用による業務の効率化と情報化の充実強化に努めています。

## (3) 活性化施設を活用したにぎわいの創出

指定管理者と連携し、活性化施設の利用促進に努めます。

展示室は、当市の防災学習ネットワーク形成基本計画において、防災学習・津波伝承関連施設として位置付けられていることから、来場者の防災意識の啓発に努めています。

# 6 投資・財政計画（収支計画）

## (1) 投資・財政計画（収支計画）

令和3年度当初予算を基に、今後10年間の収支計画を策定しています。詳細は別表のとおりです。

## (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

ア 収支計画のうち投資について

計画期間中に大規模な施設の改修や更新は見込んでいません。

イ 収支計画のうち財源について

(ア) 使用料収入

「4 将来の事業環境 (2) 使用料収入の見通し」を基に計上しています。

(イ) 繰入金

主に地方債元利償還金と活性化施設の維持管理費に充当するものです。

ウ 収支計画のうち投資以外の経費について

施設の維持管理や水揚増強に関する費用のほか、地方債償還金など計画期間内に必要となる経費を過去の実績等から見込んでいます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

ア 今後の投資についての考え方・検討状況

(ア) 民間活用

引き続き公設民営により適正な管理運営を継続していきます。

(イ) 投資の平準化

計画期間中に大規模な施設の改修や更新は見込んでいません。

(ウ) 広域化

現時点において広域化の予定はないことから、現在の状況を維持していきます。

イ 今後の財源についての考え方・検討状況

(ア) 使用料

条例の規定に基づき、使用料を徴収します。積極的な漁船誘致活動の展開による水揚増強に努めるとともに、高度衛生品質管理の推進により水揚金額の向上を図り、使用料収入の確保に努めます。

(イ) 地方債

計画期間中に新たな起債の予定はありません。

(ウ) 繰入金

主に地方債元利償還金と活性化施設の維持管理費に充当していきます。

(エ) 資産の有効活用等による収入増加の取組

遊休資産等はないことから、魚市場の維持管理を行いながら資産の有効活用に努めます。

ウ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

(ア) 委託料

施設の保守点検や水質検査業務等の専門的技術を要する業務については、今後もノウハウを持つ民間事業者に委託します。

(イ) 管理運営費

施設の修繕については、法定耐用年数を踏まえて緊急度や優先度を考慮して計画的に実施することとし、経費削減に努めます。

(ウ) 職員給与費

市場事業を担当する職員3名は、いずれも兼任職員のため特別会計からの人件費の支出はありません。今後も同様の取扱いを継続していきます。

## 7 公営企業として実施する必要性

### (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

市魚市場は、大船渡港に水揚げされる水産物の公正な取引の場としての役割を担うとともに、水産物の生産及び流通の円滑化を図り、地域経済の発展と市民生活の安定に資する重要な施設であることから、今後も事業を継続していく必要があります。

### (2) 公営企業として実施する必要性

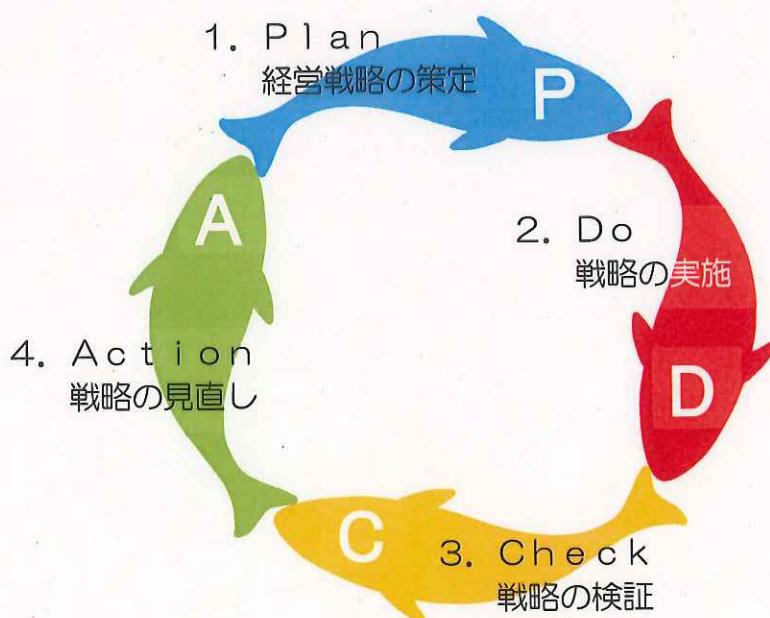
市魚市場は、公設民営の地方卸売市場として当市水産業を支える重要な施設であることから、「公営企業」として経済性と公共性の両立を目標に、自立的な企業活動を行う必要があります。

## 8 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

計画の進捗状況や達成度については、毎年度P D C Aサイクル「計画策定（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action）」の手法により検証し、計画及び予算に反映させます。

また、策定した経営戦略の内容を改定した場合には、市のホームページで公表します。

なお、計画の策定に当たっては、パブリックコメント手続を導入し、多様な意見を参考にしながら、より質の高い経営戦略を目指します。



投資・財政計画（収支計画）

## 投資・財政計画（収支計画）

(単位:千円、%)

区分	年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		
		(決算)	(決算見込)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)										
収支再差引	(E)+(I)	(J)	3	14	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
積立金	(K)	3	14	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
前年度からの繰越金	(L)																					
前年度繰上充用金	(M)																					
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実 質 収 支 黒字	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤字	(Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤字比率( (Q)/(B)-(C) ×100 )	40.7%	41.8%	38.7%	38.8%	41.5%	37.7%	34.1%	30.6%	31.4%	31.0%	28.4%	36.9%										
収益的収支比率( (A)/(D)+(H) ×100 )	40.7%	41.8%	38.7%	38.8%	41.5%	37.7%	34.1%	30.6%	31.4%	31.0%	28.4%	36.9%										
地方財政法施行令第16条第1項により算定した額の不足	(R)																					
資 営 業 収 益 - 受託工事収益	(B)-(C)(S)	18,502	21,015	37,892	21,509	22,228	23,033	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	
地 方 財 政 法 に よ る 差 率	((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 金 不 足 の 比 率	((F)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した額の不足	(T)																					
健全化法施行規則第6条に規定する額の不足	(U)																					
健全化法施行令第17条により算定した額の不足	(V)	18,502	21,015	37,892	21,509	22,228	23,033	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	23,975	
健全化法施行規則第22条により算定した額の不足	((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 額 の 不 足 比 率	((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)																					
地 方 方 債 債 残 高	(X)	3,016,776	2,877,042	2,720,591	2,562,225	2,401,670	2,238,892	2,073,856	1,906,527	1,737,873	1,569,529	1,399,209	1,232,204									

### ○他会計繰入金

区分	年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
		(決算)	(決算見込)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)	(計画)									
収益的収支分		68,987	79,152	60,998	78,928	91,451	75,640	61,570	49,765	53,144	51,524	43,680	43,878								
うち 基準内繰入金		34,679	37,882	37,156	37,183	40,713	35,760	31,364	27,357	27,900	26,941	24,115	32,700								
うち 基準外繰入金		34,308	41,270	23,842	41,745	50,738	39,880	30,206	22,408	25,244	24,583	19,565	41,178								
資本的収支分		127,623	139,734	156,451	158,366	160,555	162,778	165,036	167,329	168,654	168,344	170,320	167,005								
うち 基準内繰入金		63,812	69,867	78,226	79,183	80,278	81,389	82,518	83,665	84,327	84,172	85,160	83,503								
うち 基準外繰入金		63,811	69,867	78,225	79,183	80,277	81,389	82,518	83,664	84,327	84,172	85,160	83,502								
合 計		196,610	218,886	217,449	238,418	226,606	217,094	221,798	219,868	214,000	240,883										